

目 次

1. あいさつ	会長 蓑原 照光	1
2. 新年のごあいさつ	宮崎地方法務局長 植田 和男	3
3. 新年の挨拶	宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 土屋 洋二	5
4. 平成21年度 第1回全国会長会報告		6
5. 九州ブロック協議会担当者会同・ゴルフ大会（鹿児島）が開催されました		7
6. 理事会抄		7
7. 「境界問題相談センターみやざき」設立して	センター長 富田 美利	9
8. 年男に聞く	小林支部 内村 寛	11
	宮崎支部 森 映二	11
	日南支部 川口 和美	12
	都城支部 谷本 伴彰	12
9. 県会トラバース会ゴルフコンペが開催されました		13
10. 新入会員紹介	児湯支部 岩野 辰也	14
	延岡支部 山田 淳也	14
11. 思い出の事件	児湯支部 河野 公司	15
12. なんでも生活無料相談会		18
13. 租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて		19
14. 第5回土地家屋調査士特別研修合格者		20
15. 年計報告書提出のお願い		20
16. 会務報告		21
17. 会員の動き		22
18. 編集後記		22



あ い さ つ

宮崎県土地家屋調査士会

会長 蓑原 照光

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族お揃いで輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、本会の会務運営につきましては、平素よりご理解とご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。本年もなにとぞよろしくお願い致します。

平成21年度の土地家屋調査士試験が行われ、宮崎からは3名の方が合格の栄誉を勝ち取られ、過日、宮崎地方法務局において合格証書授与式が執り行われたところです。3名の方とも開業はまだ少し先との事ですが、若い力の台頭を心待ちにしたいと思います。

会務の執行状況を報告させて頂きますと、懸案でありました、境界問題相談センターみやざきが9月18日、全国38番目で設立の運びとなりました。平成18年、設立検討委員会を立ち上げ、その後準備委員会に移行し、平成20年度、21年度の総会で会員の皆様方のご理解を得、足かけ4年をかけての設立でありました。その間、リーダーとして設立を成し遂げて頂いた富田美利センター長初め準備委員の皆様にご心より感謝申し上げます。御礼申し上げます。ありがとうございます。しかしながら設立は始まりであり、これからの苦労の方が大きいものがあると思いますが、宮崎県民の為に新しい法環境の場の提供のために頑張りたいと思います。

支部再編問題については、平成21年度総会に

おいて、何のために、こういった目的でやるのか、そのメリットは、各支部のコンセンサスは、等々、異論百出の状況となり、もう1年理事会、支部長会等で継続して審議おこなう事といたしました。現在の状況は、合併、分割がままならない状況にあります。予算面においては、すでに過年度の財政検討委員会で削れる範囲のギリギリまで実行済みでありますので、これといったメリットはありません。執行部が目的として考えているのは、役員選出の方法であり、宮崎支部に集中している常任理事を分散し県北、県西からも選出して頂くこと、大所帯の宮崎支部も40名程度の3地区に分け人任せの体質を改めて頂くこと等々であります。年明け早々にも打開策を講じていきたいと思っています。

平成22年度は土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年の節目の年に当たり、様々な記念事業が計画されています。記念式典、記念シンポジウム、伊能大図展、記念誌の刊行等、中でも特筆すべきは札幌会からのテレビドラマ制作の提案でしょうか。長野県で起こった境界紛争をめぐる殺人事件がテレビ報道等で大きく取り上げられ、社会的にも大きな反響を呼びましたが、調査士会による境界問題相談センター設立の時期とも相まって放映後、連合会ははじめ、各会にも多くの問い合わせが寄せられたとの事です。そこで、土地家屋調査士を主人公としたテレビドラマを全国放送する事で、資格者及びその業務に対する理解と広報活動全般に対する

促進を図る目的で制作の検討がなされています。
作家小杉健治氏の原作、境界殺人、正義を測れ
を題材に 2 時間ドラマを制作し、テレビ朝日系
列土曜ワイド劇場での放映となるとのこと、費
用負担も 1 会員当たり 1,684 円で、全国総負担
額 3,000 万円、実現できればそう高い買い物で

は無いとの事で、全国会長会でも了承の方向で
あります。楽しみにお待ちしております。

本年が会員の皆様にとりましてより良い 1 年
と成りますようご祈念申し上げ新年の挨拶とさ
せて頂きます。

謹 賀 新 年

今年もよろしく願いいたします。



平成22年 1 月 4 日 宮崎県土地家屋調査士会館前にて



新年のごあいさつ

宮崎地方法務局
局長 植田 和男

新年、明けましておめでとうございます。

宮崎県土地家屋調査士会会員の皆様方におかれましては、お元気で新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様方には、法務行政、取り分け不動産の表示に関する登記制度の円滑な運営につきまして、多大な御支援、御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年1年間を振り返りますと、世界的な金融・経済情勢の悪化が回復に至らない中、なんと言っても、昨年9月に自公連立内閣から民主党を中心とした三党連立内閣への政権交代という大きな出来事があり、時代の変化を強烈に実感したところです。

そして、法務局においても、新内閣の方針に従い、これまで以上に国民の視点に立った行政を実施していくことが求められています。

それでは、年頭に当たりましての当局における登記行政の課題について、若干申し上げさせていただきます。

まず、不動産登記法第14条地図作成についてであります。

登記所備付地図の整備事業については、新内閣の方針において、今後も推進すべき重要な施策と位置付けられています。そのため、当局におきましては、本年、宮崎市大字本郷南方ほかの一部地域において地図作成作業を実施する予定です。その事業規模は、総面積0.33km²、土地筆数約1,700筆であり、作業内容は、実態調査及び基準点設置作業並びに地図作成作業です。来年以降もこの地図作成作業は継続していきたいと考えていますので、これまで以上に皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてであります。

平成18年1月に始まりました筆界特定制度につきましても、開始当初から、筆界調査委員として皆様方の御協力をいただいております。深く感謝申し上げます。お陰様で、筆界特定事件の処理につきましては、現在、当局においては、6か月を超える長期未済事件はありませんが、さらに処理期間の短縮を図る必要があると考えています。この制度が国民の信頼が得られる制度として定着するためには、皆様方との協力関係の維持による適正・迅速な処理が必要でありますので、今後も、御協力方よろしくお願い申し上げます。

ところで、去年は、貴会員の皆様の御尽力により「境界問題相談センターみやざき」が設立されました。同センターは、法務局における筆界特定制度とは、相違するところもありますが、裁判に代わり、簡易、迅速、かつ低廉に境界に関する紛争を解決したいとの国民のニーズに応えようとする点においては一致するところですので、本年も、「境界問題相談センターみやざき」と宮崎地方法務局が連携をし、国民の期待に応えられる境界に関する裁判外紛争解決手続の円滑かつ適正な運用が図られるように切に期待しております。

次に、オンライン申請の利用拡大についてお願いであります。

国の行政手続におけるオンライン申請の推進については、政府を挙げて取り組んでいるところでございますが、平成20年9月、政府は、新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」を策定し、その中で重点手続と指定された「登記」においては、

オンライン申請率を平成25年度末までに71%以上に、登記事項証明書等については、平成23年度までに57%にするという目標値を掲げているところです。本年も、私どもはこの目標に向かって、オンライン申請の利用拡大に努めていく所存でございますが、貴会員の皆様方には、率先して、オンライン申請を行っていただき、この制度の普及に御協力をいただきたいと願っております。

また、地図情報システムにつきましても、平成18年8月に運用が開始され、当局では、既に高鍋出張所を除く全庁で稼働しており、高鍋出張所においても、本年11月に稼働する予定になっています。平成22年度までには、全国すべての登記所に地図情報システムが導入され、オンラインによる地図及び各種図面の証明書の請求も可能になる予定ですので、御利用いただきたいと思いますと思っております。

このように、法務局の所掌する登記行政につきましては、貴会員の皆様方の御協力が不可欠でございます。私どもは、国民に信頼され期待される行政機関として、今後も最大限の努力をしていく所存でございますので、皆様方におかれましては、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方にとって、心身とも健やかに、希望と充実感を持って過ごせる年となられることを心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。





新 年 の 挨拶

宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 土屋 洋二

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、平成22年の新春を健やかにお迎えることとお喜び申し上げます。

昨年、の世相を漢字一文字で表す漢字が「新」に決まり、(財)日本漢字能力検定協会が発表しました。

選んだ理由に挙げたのは、民主党新政権誕生、米大リーグのイチロー選手の安打新記録、新型インフルエンザの猛威などありますが、公益法人改革を前に役員が莫大な背任容疑で逮捕・起訴され、新生漢検を標榜している大揺れの同協会のような高額役員報酬の法人や天下り法人と一派絡げの公益法人改革の渦中にある公共嘱託協会としては、大変興味深く記事を拝見し、改めて怒りを覚えるものでした。

平成21年は大きな事業として、宮崎地方法務局計画による不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成作業を実施致しました。この作業は宮崎市大字本郷北方地区36万㎡、1,597筆について地図混乱地域に指定された地区の地図作成に携わったものです。宮崎地方法務局長をはじめ、登記官の並々ならぬ熱意と公嘱協会宮崎支所社員の地図作成に対する力強い意志と土地家屋調査士として使命感の元、筆界未定4筆の素晴らしい成果を収めることができました。国は平成21年度から新たに「登記所備付地図整備事業新10ヶ年計画」を策定し、各作業を効率的且つ計画的に行うとし、宮崎地方法務局においても平成22年度宮崎市大字本郷南方地区について実態調査、地図作成作業を計画されており、公嘱協会の地図作りへの要請を益々求められてきているところです。

公益法人制度改革関連三法を受けて、平成21年度第24回通常総会にて公益社団法人への移行を目指すことで社員の皆様方より、承認を頂いたところです。今年は定款、諸規則(案)等を作成等多忙な一年になるものと覚悟しております。

土地家屋調査士会や社員のご協力を賜りながら、現実化して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

私ども公嘱協会は土地家屋調査士として公共事業遂行の場で社会に貢献する公益法人として、一貫して公共の利益となる事業における、表示の登記に関する業務を行って参りました。しかしながら、今日まで資格の専門性からその業務内容と業務範囲が発注官公署等に正しく理解されておらず、測量業との業際について誤解が生じ土地家屋調査士固有の法的判断に伴う、筆界の確認、登記申請に必要な地積測量図が公共測量の用地測量業務において、作成されている現状があります。

嘱託登記手続きにおいても土地家屋調査士が現地に自ら赴き、筆界確認、調査測量を行い、地積測量図、不動産調査報告書を作成することで筆界に対する責任を負うことがこの不動産登記制度を守り、且つ、公嘱業務の円滑な手続きに寄与していくものと確信しております。

このことにつきましては、宮崎県県土整備部の深いご理解の元、平成20年度は用地対策課と三回意見交換会を実施致しました。これからも継続して用地測量と不動産登記に関わる業務の分離分割発注について、意見交換会を開催して頂く計画であります。

私どもは今一度、土地家屋調査士の資格と業務を明確に発注官公署と県民に説明することが資格者としての責任であろうと考えます。

最後に、公嘱協会を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、特例民法法人としての自覚の元に官公署から信頼され、社会に貢献できる組織として、さらに努力していく所存であります。

どうぞ、今年も協会運営につきまして、皆様方の更なるご支援とご協力をお願い致します。

平成21年度 第1回全国会長会報告

1. 日時 平成21年10月29日(木)午後1:00から
30日(金)午後0:00まで

2. 場所 東京都・土地家屋調査士会館
3階会議室

基本テーマ1

平成21年度事業計画の実施状況報告報告

3. 議題

①総務部関係

- 1) 土地家屋調査士倫理規程解説付きを通知する。また連合会会則に位置付けを予定している。
- 2) 一般社団法人を設立したときは会に届け出る(法第63条の2)こととなっている。また、会は連合会に通知する。
- 3) 一般の戸籍法の改正より、職務上請求書利用について、市町村は連合会ホームページでの会員検索を利用して会員であることの確認をする事となっている。
- 4) CPDポイントの公開をおこなうための規定を新設(細則)、公開をおこなうためには会員の同意を取る事。
- 5) 電子証明書の発行は10月26日現在で13,063枚、認証局業務の更新申請をおこなった。

②業務部

- 1) 不動産登記規則第93条調査報告書のバージョンアップについて各会にアンケートをとる。
- 2) 土地家屋調査士業務報酬の実態調査をおこなう、回登率を上げるため各会に調査票送付、回収、集計作業を委ねる。(H22年6月頃)
- 3) 登記基準点の設置を推進する。助成金500万が不均衡な配分とならないようにする。
- 4) オンライン申請については法務省に添付書面の省略化を認めさせる意気込みで取り組みをおこなう。

③研修部

- 1) CPD管理システムの導入を進めている。
- 2) 新人研修要領を見直した。それに伴いH22年のブロック新人研修も要領が変更される。
- 3) 会員心得を改訂したので周知していく。

④広報部

- 1) 土地家屋調査士制度制定60周年記念広報活動で、記念誌を発刊。完全復元伊能図全国巡回フロア展にブロック、各会が取り組めるよう進める。
- 2) 広報ツールの作成
- 3) 土地家屋調査士を主人公としたテレビドラマの作成については会長会でも反対はなく進められる見通しとなった。原作、境界殺人・正義を測れ。作者：小杉健治氏。

⑤社会事業部

- 1) 登記所備付地図整備作業新10か年計画が改められて8か年計画となり、スピードアップされてきた。尚、基準点作業と地図作成作業を連結して行い、良いところ取りを防ぐ事とする。
- 2) 筆界特定制度はH18年から現在まで9,930件中4,500件特定、7,740件終了、14%が未了の状態。
- 3) 調査士会のADRセンターは38会が設立、認証を受けた全国のADR機関は47あり、その内調査士会が6カ所となっている。
- 4) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(一般社団法人)の態様に関する会長見解が別紙の通り示された。
- 5) 日調連特定認証局の運営については、今後かなりの費用負担が見込まれる。22年4月以降認証カード未取得の会員は10,000円の費用負担(それまでは無料)。23年1月から5年更新が始まるがその場合も10,000円の費用負担となる。

⑥制度対策

- 1) 政権が代わる前に民主党土地家屋調査士議員連盟が発足したため良好な関係にある。民主党による地図混乱地区の現地視察がおこなわれた。(滋賀会)
- 2) 一人法人の実現に向けて努力している。
- 3) 筆界特定制度・民事訴訟制度・土地家屋調査士会ADRとの連携推進。

⑦その他喫緊の課題

- 1) 受験者数の減少傾向で調査士会は底打ちで司法書士会は頭打ち。寄付講座等で質の高い人材に受験して貰いたい。
- 2) ADR認定調査士の制度には各種の課題があるが、法制度の経緯からみてもまず、過半数の会員が認定を取得し、センターと共に機能する中で、今後の法改正等、さらなる制度設計も提案できるのでは。認定者が3,853名(認定率21.6%)を50%に上げるべく特別研修の受講者アップに努めて貰いたい。
- 3) 国民年金基金において、60歳到達で基金の資格喪失会員が新規加入会員を上回り実質加入員の数が増減傾向にある。加入促進をお願いしたい。
- 4) 入札参加者の資格(業務区分)の「資格の種類及び調達する物品等の種類」の例示項目のうち「役務の提供等」の細目に、「土地家屋調査士業務」、「表示に関する登記に必要な業務」等わかりやすい項目を追加する。
- 5) 兵庫県行政書士会のホームページに掲載されている業際問題。

九州ブロック協議会担当者会同 ・ゴルフ大会(鹿児島)が 開催されました



平成21年10月17日(土)から18日(日)まで、指宿いわさきホテルに於いて、九州ブロック協議会担当者会同が行われました。総務部、業務部、研修部、ADR、広報部に分かれて、熱く有意義な協議が交わされました。

また、翌日19日(月)は、開聞岳を間近に望む指宿ゴルフクラブに於いて、ゴルフ大会が実施されました。82名の参加者中7名の精鋭を送り込んだ宮崎会は、前夜祭で宣言したとおり団体優勝を目指しましたが、惜しくも優勝を逃す結果となりました。全参加者の個人成績は以下のとおりです。(敬称略)

- 14位：後藤泰孝（宮崎支部）
- 29位：蓑原照光（都城支部）
- 33位：岸良健一（都城支部）
- 37位：土屋洋二（都城支部）
- 45位：鎌田隆光（宮崎支部）
- 53位：栄木房子（都城事務局）
- 73位：鬼束 洋（都城支部）

担当者会同、ゴルフ大会に参加された皆様、大変お疲れ様でした。



理 事 会 抄

第3回理事会議事録

1. 日 時 平成21年 9 月 4 日(金)
午後 1 時30分～
2. 場 所 調査士会館
3. 議 事
 - (1) 境界問題相談センターみやざき設立記念式典準備について
境界相談センターみやざきパンフレット配布について
※相談センター規定集を300部印刷、全員に配布する。
 - (2) 宮崎県土地家屋調査士会情報公開に関する規則改正案について
※（調査士会員の情報）
「第3条（7）土地家屋調査士専門職能継続学習の情報に関する事項」を追加
 - (3) 土地家屋調査士会専門職能継続学習の情報公開に関する細則策定について
 - (4) 制度改革に伴う支部編成について
次年度以降に継続審議とする。
 - (5) 九B担当者会同・九Bゴルフ大会について
※役員3名、都城支部4名参加
 - (6) その他
 - 1) 相談センター関与員傷害保険について
※関係者活動について保険をかけることを決定した。
 - 2) 特別会員規程の適用について
※本人の同意を取り付けること。
 - 3) 会館の休日使用について
※原則禁止とする。

第3回常任理事会議事録

1. 日 時 平成21年10月15日(木)
午後 1 時30分～
2. 場 所 調査士会館

3. 議 事

- (1) 境界相談センターみやざき設立後について
※15日までに事前面談申込が9件あった。
会員や一般にPRすること。
- (2) 選挙規則の改正について
※支部再編は時間がかかるので、選挙規則の改正により役員選出が適正に行われるようにする。
- (3) その他
 - 1) 調査士制度60周年記念TVドラマ製作について全国会長会で他県の状況を伺うこと。
 - 2) 第3回県会研修会について
 - 3) 九B担当者会同でCPDポイントを議題とする。

第4回理事会議事録

1. 日 時 平成21年12月11日(金)
午後1時30分～
2. 場 所 調査士会館
3. 議 事
 - (1) 「初級リーガルアシスタント育成科」講師派遣について
※講義の詳細が提示された時点で、派遣について再検討する。
 - (2) 全国会長会・九B担当者会同の報告
※職務上請求については、発行窓口で日調連HPを見て、請求する会員の確認をする。
公嘱協会・業際問題・倫理規程について議論があったと報告した。
 - (3) 調査士制度制定60周年記念事業企画について
※連合会がTVドラマ製作を企画、制作費負担金について理事会書面決議を再度確認した。
 - (4) 相談センター運営委員の交代について
 - (5) 選挙規則別表の改正について
※支部再編について結論に至っていない

が、役員選任についての区域別人数枠を設定

- (6) 「CPDポイント公開」細則策定
※ポイントは会員の同意を得て公開する。
同意書を早急に配布する。
- (7) 県会レクレーションについて
※児湯支部が担当。2月20日を予定。スケジュールを計画中
- (8) 筆界調査委員の選任について
※午前中に筆界調査委員推薦委員会を開催し17名の委員を選出した。
- (9) 研修会について
※東京会の小野孝治氏を講師に招聘し「誤差について」等を研修する。
- (10) その他
 - 1) 特別会員加入について報告。7名が特別会員になる。
 - 2) 専門士業団体連絡協議会
1月27日(水) 11:00～12:30
 - 3) 税理士会賀詞交歓会
1月15日(金) 午後6時から
 - 4) 年末年始の案内
 - 5) 会費未納者については規定の手続きで請求する。
 - 6) オンライン申請について、認証カードの登録事項変更手続き中は申請ができないので改善して欲しい。



「境界問題相談センターみやざき」設立して

境界問題相談センターみやざき

センター長 富田 美利

境界問題相談センターみやざきが開設されて、早いもので2ヶ月半が過ぎようとしております。平成21年9月18日に多くの方々に出席していただき、記念式典が盛大に開催されました。センターでの電話受付は9月25日から開始しておりますが、これまでの経過と現状について、この紙面をお借りしてご報告申し上げます。

「境界問題相談センターみやざき」は九州では福岡、鹿児島、沖縄、熊本について5番目、全国では38番目に設立されました。平成18年に設立検討委員会を設置し、その後平成19年、20年の設立準備委員会を経て、平成21年度に開設することができました。また平成21年10月27日には、法務大臣より調査士法第3条第1項7号の団体としての指定を受けることができました。これも会員の皆様の、ご理解とご協力の賜であると感謝しております。

現在センターでは調査士会から37名、弁護士会から10名の関与員（手続き実施者）、運営委員11名（うち弁護士運営委員3名）、計58名近くの内外の会員の協力を得て運営しております。記念式典が新聞で報道された影響もあってか、現在まで11件の事前面談申し込み、3件の相談申し込み、1件の調停申し込みがありました。（平成21年12月11日現在）この数字がどうなのかという評価は別にして、予想していた件数より若干多く、境界の問題で悩んでいる人たちが結構いるというのを実感しております。実際運営してみると、書類の作成や手続きの進め方などで多少想定外の事もあり、運営委員も多少面食らっている所があります。個別の事件内容について、詳細には記載できませんが、境界紛争の原因については、本当に様々な要因があるこ

とを改めて感じております。お互いもう少し話し合いをしていればそれほど大きな問題にならなかったケース、誤解や勘違いが原因で感情的な問題となり、それが年月とともに深刻な事態に悪化してしまうケース、当初から調査士に相談していれば、そんなに複雑な問題にならなかったと思われるようなケースなど色々な要因や形態があります。単に境界だけの問題ではなく、その他の原因が境界の問題として顕在化しているような事案もあるようです。

皆様ご承知のように、境界紛争の解決方法については、裁判所の筆界確定訴訟、司法や民間による調停など限られたものだけです。調査士としての通常業務のなかでも、紛争になりそうとか、紛争になってしまった事案もあると思います。そんな時、自分では解決できないということで、他の機関を紹介するか、未処理として問題を先送りにするか、ということがあるのではないのでしょうか。報酬についても結局回収できないというようなケースもあるかと思います。自分にもこれまでそんな経験がありました。問題を抱えたくない、臭い物には蓋をしよう、という消極的な気持ちが強かったし、問題のある仕事は、誰も好んでやりたくないはずです。しかし本当にそれでいいのだろうか、という気持ちもありました。土地家屋調査士が境界の専門家であると自負するのであれば、問題のある事案を解決してこそ本当の意味でのプロといえるのではないのでしょうか。たとえ解決できなくても、悩んでいる人たちと問題意識を共有して、なんとか解決に向けて努力してみる、という姿勢が専門家として大切だと思います。境界問題は隣人関係のこじれです。隣で毎日暮らしてい

かなければいけません。そこに問題の根の深さがあります。調停による話し合いに限界があるのは当然ですし、解決できない問題があるのも現実です。しかし第三者が、特に専門家が話し合いの場を提供し、問題を整理して意見調整のお手伝いをするにより、解決できる問題もきっとあるはずですよ。そういう理念で「境界問題相談センターみやざき」を設立し、運営しております。

前述したとおり調停事件の申し込みが1件ありました。予想はしておりましたが、やはり相手方に対する誘因応諾が困難です。手紙を出して、電話をして、催促の手紙を出して、と再三話し合いに来てもらえるようお願いしていますが、なかなかうまくいきません。当然呼び出しに強制力がないので、当事者が問題を解決しようという意識がないと手続きが進みません。無理に来てもらっても、問題解決の意識がなければ、調停もさらに困難なものになるでしょう。自分たちの問題なのだから、自分たちで解決していこうと意識させることが重要だし、そういう気持ちにさせることも専門家として大切な事だと思います。

これまで実施してきた事前面談において、アンケートをみると比較的満足したという回答が多く、相談者から評価されております。非常によく話を聴いてもらった、丁寧に説明してもらった、対応が良かったなどという意見が多くありました。また相談においても同様の意見です。これも調査士、弁護士の関与員の皆様の努力のおかげだと感謝しております。調査士の運営委員が8名おりますが、弁護士運営委員の協力を得ながら、皆さん本当に頑張ってます。各地域を代表して（無理矢理ですが）選任されておりますが、これからは他の会員も積極的に参加していただきたいと考えております。調査士としてのスキルアップのためにも、手続き実施者としてぜひ参加してください。個人ではなくセンターとして、チームで対応しておりますので何も心配いりません。難しい問題は皆で協議検討

して方針を決めていきますので、個人で悩むことはありません。ぜひセンター業務に関与していただきたいと強くお願いします。今後ともセンターみやざきの研修会、勉強会を実施していく予定です。気軽な気持ちでセンター利用して頂いて、自分の事件でも結構ですので、調査士一人1件センターに事件持ってきて下さい。

一般の方々に「境界の事は、やっぱり調査士さんに頼めば安心、安全やね」といわれるようになれば、資格者としてこれほど幸せなことはないと思います。知名度アップ、業績アップ、収入アップで3アップ運動を展開していきましょう。

相談センターみやざきは、会員の皆様のご理解とご協力がなければ、今後運営維持していきません。これからも、ますますのご支援をお願い申し上げます。



年男に聞く



6回目の年男を 迎えるにあたって

小林支部 内村 寛

私の敬愛する大先輩に「50や60はまだ鼻たれ小僧」と激励を頂いたのが還暦の時であった。あれからあっと言う間に12年。

最近では周囲に「無理をしないように」と気遣ってもらっている。うれしい反面、少々寂しい気持ちもなくはない。

唯一の趣味であるゴルフ、付き合ってくれる若い仲間に「シニアティーからどうぞ」と冷やかされても「ゴルフは飛距離じゃない！上がってなんぼじゃ」などと片意地張っているが、本心は感謝々々、なのである。毎朝、家内に「薬飲んだ？ケイタイ持っている？今日のスケジュールだいじょうぶ？行ってらっしゃい！」……

あー もう嫌だ。

どうせ私は張り子のトラよ。いや、今年からはおとなしく、可愛く、ネコトラで行きますか。



年 男

宮崎支部 森 映二

今年で、4回目（誕生年も含めば5回目）の年男である。

年男といえば、過去にこんな事があった。まだ自分が30歳前後の時に、今年が年男だという人と話しをしていた。なるほど、この人は今年で36歳なのかなどと思っていたら実は48歳の年男であるとの事!?私と同席していた他の友人達（みな私と同年齢）もそうであったが、その人の見た目や話し方などからはとてもそのような感触はなく、自分達とあまり変わらない年齢であろうと思っていたので、非常に驚いた記憶がある。その人物は、日本舞踊の家元で、いずれは自分が師範となるといった方であり、自分がいるいわゆる芸能の世界では、48歳程度ではまだまだひよこのレベルなのだと言っていた。考えてみれば、芸能の世界には定年といったものがなく、何歳になっても精進し続けることを求められるものである。やはり、そういった環境がこの人の実年齢を大きく見間違ってしまう原因だったと思うのである。

私も昨年この調査士会に入会したばかりのひよっこである。土地家屋調査士の仕事も定年がなく、これからずっと精進し続けることを求められるものであり、先の芸能の世界と共通する部分がある。しかしながら、前述した日本舞踊の方とは、これまでに積み上げてきたものがこれからの自分の仕事にすべてイコールとならないという点において大きく違っている。その事を加味すると、私の場合はまさに本当のひよっこなのである。であるならば、これを悪いことではなく幸いとして、今が新しい人生のスタートなのだとし、これから精進し続けていきたいと思うのである。決して若々しく新しい人生のスタートではないが、今は前に進む以外なさそうである。

「急がず、休まず、留まらず」

**年 男**

日南支部 川口 和美

「年男に聞く」の原稿依頼があり、来年年男か……

平成9年2月に開業して、月日の経つのも早いもので12年が過ぎ、これと言った変化もなく今年も12月を残すだけ。来年がどのような年になるのか、今まで以上に不安。

ただ来年の事を考えていても仕方がないので、ただ今、平成21年1月1日以降の建物表題登記もオンライン申請されたものに限って軽減措置が延長されるということ。オンライン申請入門書を見ながら、半ライン申請（申請書のみオンライン）、後は今までのとおり書類を持参する方法で申請をしているところです。

先ず最初に、土地の地目変更登記（この申請が初めて）の申請人が同級生という事と、急がなくてもいいとの事で、半ラインにチャレンジ。入門書をみながら進み時間はかかりましたが無事申請完了。後は登記完了証のダウンロードだけ、これも入門書をみながら無事完了。印刷と進み、無事印刷も済み安心しました。

それ以後に、附属建物新築登記1件と、連件申請で土地の地目変更登記と建物表題登記も申請してみました。時間はかかりますが、オンライン入門書を見ながら進めばどうにかできましたので、慣れてきたら、准完全オンライン申請も申請してみようと思っているところです。

来年が良い年でありますようにお祈りいたします。虎 寅 とら トラ…

**「石の上にも3年」****じゃ足りない**

都城支部 谷本 伴彰

開業と同時に四国から宮崎県に越してきて早3年が経つのですが、ようやく仕事にも宮崎という土地にも慣れてきました。仕事と子育てに（7歳の長女と5歳の二女、3歳の長男がおり、家の中は毎日にぎやかです。）追われる毎日で、なかなか過去を振り返る機会がないのですが、この原稿依頼をいただいた事をきっかけに開業した頃を思い出しました。

開業当初は、「石の上にも3年」との言葉を信じ、一生懸命やれば3年後には自信をもって楽しく仕事ができるはずと楽観的に思っていたのですが、残念ながら、筆界に対しては不安が増すばかりで、我が身を守るための資料探しにかなりの時間を費やし、境界確認の仕事の難しさを痛感する日々です。

さらに、四国から来た自分には、言葉の壁もあり、年配の地権者との立会では、身ぶり手ぶりを交えつつ境界を確認しています。途中で質問されてもほとんど聞きとれず、かみ合わない会話を繰り返す度に、相手が怒り出してしまうかも…と神経をすり減らしています。（それでも、まだ一度も怒り出す人はいませんでした。おおらかな県民性に感謝です。）

今思えば、石の上にも3年では全く足らず、スタートラインに立っただけのように感じます。現場ごとに新たな発見があり、その土地の歴史について理解を深めると、最初とは違う視点からその土地を見るようになり、所有者に対しても親近感が沸いてきます。そのあたりに少し楽しさを感じるようになってきました。

次の年男まで12年、自信を持って筆界を扱える調査士を目指すとともに楽しみながら仕事ができるように頑張りたいです。

年男(寅年生まれ)の皆様

大正15年生まれ

宮 崎 成 雄 (小林支部)

昭和13年生まれ

広 末 誠 (宮崎支部)

猪 野 一 博 (宮崎支部)

清 水 信 義 (都城支部)

内 村 寛 (小林支部)

昭和25年生まれ

山 口 英 高 (宮崎支部)

植 木 和 美 (児湯支部)

工 藤 義 信 (日南支部)

松 山 茂 (都城支部)

大 塚 寛 美 (都城支部)

假 屋 憲 幸 (都城支部)

小 堀 正 巳 (小林支部)

野 原 利 幸 (日向支部)

井 上 諭 (日向支部)

昭和37年生まれ

森 映 二 (宮崎支部)

吉 野 裕 晴 (児湯支部)

川 口 和 美 (日南支部)

昭和49年生まれ

衛 藤 要 二 (宮崎支部)

鬼 束 洋 (都城支部)

谷 本 伴 彰 (都城支部)

県会トラバース会ゴルフコンペが開催されました

平成21年11月7日(土)生駒高原宮崎小林ゴルフコースに於いて、県会トラバース会ゴルフコンペが開催されました。当日は、快晴の上、無風で暖かいという絶好のコンディションに恵まれました。

ゴルフコンペ終了後は、小林市内の焼き肉店に移動しての懇親会。柔らかい西諸牛に舌鼓を打ち、大いに盛り上がりました。

準備をいただいた小林支部の皆様、大変ご苦勞様でした。至れり尽くせりのご対応に感謝いたします。ありがとうございました。

なお、ゴルフコンペの成績は以下のとおりです。(敬称略)

優勝 栄木 房子 (都城事務局)

G : 83 N : 74.6

2位 湯地 達也 (宮崎支部)

G : 95 N : 75.8

3位 圖師健一郎 (宮崎支部)

G : 100 N : 76.0

4位 采女 茂雄 (補助者)

5位 小堀 正巳 (小林支部)

6位 中山 恵 (宮崎支部)

7位 山口 英高 (宮崎支部)

8位 小柳 誠次 (小林支部)

8位 鎌田 隆光 (宮崎支部)

10位 鬼塚 一郎 (小林支部)

11位 松元 光春 (宮崎支部)

12位 内村 寛 (小林支部)

13位 川口伊佐男 (小林支部)

14位 蓑原 照光 (都城支部)

15位 後藤 泰孝 (宮崎支部)

16位 森 透 (宮崎支部)



新入会員紹介

児湯支部 岩野 辰也

平成21年2月に入会しました岩野辰也と申します。

自己紹介をします。昭和51年高鍋生まれの高鍋育ち、これまでは土木建設会社で現場管理に就いていました。日々道路や河川工事に明け暮れていましたが、昨今の建設業界の衰退で将来に不安を感じ出した昨年に退社。以前、清武町の宮崎県産業開発青年隊に在籍していた時に、同僚より土地家屋調査士という資格を聞いたのを思い出し、調査士の勉強を始め、偶然にも合格。補助者として実務経験を積むか迷いましたが、思い切って開業に踏み切った次第です。

妻と4歳の長女、9月に誕生した長男と4人暮らしです。妻も自営業のため、休みは殆ど子供と遊んでおります。川南町のルピナスパークや西都市の清水台公園が主な出没場所です。また、地域貢献と趣味の延長で高鍋町消防団、地元の草野球チームに所属しております。

さて、仕事はというと、金なし、コネなし、経験なしということで、何もかもが初めての経験で、当然不安が付きまとう毎日を過ごしていますが、児湯支部の先輩方を始め、周囲の皆様の親身な助言と協力で充実した、あっという間の1年でした。関係法令等もまだまだ勉強不足で、業務の進め方、お客様とのやりとりに苦労することも多々あり、技量の無さ、責任の重さを痛感しますが、慌てず、じっくり腰を据えて頑張っていこうと思います。

こんな私ですが、これからもよろしくお願い致します。

延岡支部 山田 淳也

このたび宮崎会に入会しました山田淳也と申します。

出身は大分県津久見市で延岡市の隣の隣の町です。

調査士業務をはじめてからは7年が経過します。ようやく経験値がちょっとだけたまり、それ故、本業務のもつ幾何的で人間的なおもしろさ、奥深さがわかりかけてきたところです。

的確な申請書類の作成に努めるは当然ですが、そこにたどり着くまでの、新居の完成引っ越しを楽しみに待つ依頼者と話したり、隣接者のばあちゃんの若い頃の話や延々聞かされたり、主張の異なる両者の調整をしたり、そんな人間くさいプロセスがたまらなくおもしろいと思えるようになりました。

取り柄といえば体が丈夫なことぐらいですが、それも調査士にとって重要な要素のひとつと前向きにとらえ、調査士としても社会人としてももっともっと成長していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。



思い出の事件

— あの日の時 —

児湯支部 河野 公司

先日、児湯徳田支部長から投稿依頼があり、最近の思い出深い事件を投稿担当して欲しいと頼まれましたが、最近、私に関わった思い出深い事件といえば、嘱託総会懇親会で蓑原会長から絶対参加するようにきつく言われた境界問題相談センター宮崎の記念式典参加しかないと思っていましたが、そう言えば3年前に、山ビルに食いつかれた忘れられない思い出の事件がありましたので、しぶしぶ引き受けさせて戴きました。

それは平成18年11月、公共嘱託の仕事で、当時の吉野理事から現場に一番近い都農川南で担当して貰えないかとお話で、宮崎県企業局発注による「緑のダム造成事業」に関する木城町大字中之又字塊所の分筆登記の事件でした。

小字の字の「塊所」とは、かたまるどころと書いて「こぶどころ」と地元では呼ぶそうです。何が固まるのか？なんの原因で固まるのか？私には全く理解できませんが、思いつくのはパソコンが固まることくらいです。

測量概要は、県の小丸川発電所上流の山林を半分くらいに分筆するらしい、としか解りません。吉野理事の説明だけで、ふーん、と言う程度でしたが、元地面積260,407㎡の登記簿と1/2500地図

を見て、早速、固まりました。元地にじゅうろく町歩、しかも航空写真を見ると山の傾斜が



かなりキツイです。最初に思い浮かんだのは山林用長靴にロープやリュックサックでしたがこの道具は後の現場調査で必至なのが的中しました。

都農町の河野敏展君と引き受けるかどうかいろいろ検討していましたが、分筆は県の小丸川発電所上流山林を保全するためであり、荒廃林の防止、災害防止、植林育林による地元雇用の拡大など、地元児湯郡の社会貢献になることや、児湯広域森林組合児湯支所が木城町にあり伐採などで、ここの協力無しにはとても達成できないということ、しかもここの堀内支所長が河野敏展君の後輩でもあるので引き受けることになりました。

嘱託測量事件は、いつも年度末にかけて慌ただしくなるときに季節外れの台風到来のごとくやって来るので、引き受けるかどうかを決断する時間が少ないのが悩みの種です。

工期が一番心配ですが12月末までに現場測量のメドがつけば良いということなので、なんとかかなるでしょう。ただ年明けになると道路が凍るので現場へ行けません。

さて測量の大まかな計画としては、町道側と山林側の境界復元を2班でそれぞれ同時に並行して実施し、作業は1班2人編成の計4人で実施することにしました。

ただ分筆する範囲が決まっていないので、それに関係する境界復元を多目に見ることが必要でした。救いは国土調査が平成3年測図とまだ新しいことと、山林なので開発が少なく既知点が残っていることくらいです。

高鍋町から2人応援を頼むことにして、多角測量と山林側境界復元を都農組（河野敏展と河野公司の器械高1.30mコンビ）が担当し、高鍋組（徳田公生、矢野康憲の器械高1.50mコンビ）

が町道側の境界復元をそれぞれ担当することになりました。

現場までは、起点側まで片道45km、1時間20分くらいですが途中2個所の片側交互通行の時間規制している工事箇所があります。一度引っかかると1時間くらい通れません。

事務所 7:50 出発→ 8:20 木城町森林組合 12km→ 8:30 絵本の里 25km→ 9:10 現地到着 45km

まず、現場作業としては町道側の境界復元のための多角点設置を急ぎました。

既知点調査では起点側終点側の既知点もほぼ残っているので単路線方式で決定、現場選点と観測計算作業を1週間程度で終わらせ精度も許容差内で路線長343m 新点9点、と路線長628m 新点11点、の2路線になりました。



町道の境界はモルタル吹付工のところが多いのでダイヤゴナルアイピースを使わないと法肩天端の境界復元はまず無理ではと予測していましたが、当日、様子を見に行くと高鍋組は予定より早く復元を終了して余裕で弁当食ってました。うーむ、さすが熟練工と感心する次第です。1日で80点の復元作業を無事に終了し、おかげでその後の町道立会もスムーズに行きました。これで予定より早く終わるかなと思っていましたが、残りの山林側になると、全く捗らず、町道側の復元のようにはいきませんでした。

境界線は沢伝いにあるのですが、ここの多角既知点は土砂により亡失していましたので、新点を設置しながら一端頂上を目指しました。登り始めると沢がところどころで分岐していますので山林中腹付近では、どちらに進んでいいか

迷うようになったので開放多角測量により簡易計算して、設置した新点を電子野帳の地図上にプロットすることで、時間はかかりますが、これではうまく進む方向が解るようになりました。

ただ予測しなかったことも次々と起こり始めました。まず、雨になると足元が滑るので思うように進めませんでした。器械本体と三脚や杭を運ぶためにコケの生えた岩場であり急傾斜地なので、ロープを張ることにし、何度も足をとられたので底にリベットのある登山用の長靴を履き、トラロープが掴めるようにゴム手袋をしましたが滑るので2~3日で交換しました。ロープは高価な登山用では無く安価な工事用トラロープで長さ100m巻きを使い、径も12mmが握り安いのですが品薄なので8~9mmを使用しました。



沢伝いに汗だくで登る河野敏展会員

ここの現場はとにかく落石が頻繁にあるのでヘルメットを被っていますが顔や体に直撃すると救急車を呼んでも、来るのに1時間、担架での登山下山に2時間かかるので県の防災ヘリコプターのおおぞらしか頼りになりません。閉口するのは、こちら辺の落石は薄く石器のように尖っている、上方でカラカラと音がしたら3秒で飛んで来る上に、途中の岩に当たって数個に増えているので登る時は2人いっしょに、耳をすませて登らないと危険でした。観測のときだけは、機械の回りを慎重に移動しないと後視点側にいる人間に落石が飛んで行くことになりまずし、また前視点に移動するときは今度は器械側に落石が飛んでいくことになりました。

ときどき「ラクセキー」と石を落とした人間が大きな声で知らせた後は、嫁さんに怒られ

ないことを、ただひたすら神様に祈るだけです。

町道より北側へ登り始めて頂上まで観測しながら7日かかりました。斜度30度から40度、高低差は概略200m程度だったと思います。

落石は何度も三脚に当たりましたが、登り始める前に、御神酒をあげたのが神様に通じたのか無事に怪我無く頂上に辿り着いたときは感慨ひとしおでした。その日の昼の弁当は尾鈴山を眺めながら食べました。

一端頂上まで行くと、そこから今度は北方向へ尾ばね沿いに約150m進みました、尾ばね沿いは、ほぼ平坦地なので登るよりは幾分楽でしたが、頂上までのルートは他に道が無いので相変わらず同じ沢伝いの岩場ルートの往復で、慣れても頂上までは片道1時間近くかかり汗だくです。尾ばね沿いの測量が終わると分筆範囲はほぼ決まりましたが、まだ分筆線が確定してないので、手探り状態で多角新点を設置しながら進むことになりました。

さあ、今度は反対側の東方向へ下ることになりますが、早速、落差30mから進むと言うか、ほぼ垂直に近く落ちる感じでした。ほとんどの多角新点が選点にも時間がかかりますが人間の頭が器械からやっと見えている状態です。こちら側にも沢が数カ所あり落石に注意しながら進みました。草木はあるもののやはり岩場で、多角路線長532m 新点20点で5日かかって町道にでました、これで分割する境界線もほぼ決まり立会いの後は企業局の指定プラスチック杭を設置して観測し現場終了しました。その後は年明けに提出した分筆申請も無事に終了しました。



山林中腹付近での作業風景

思い起こせば作業開始後に半月程して帰宅する車の中で、運転中に首筋がムズムズするので敏展君に「何か付いちょらんね？」と聞くと、ビックリした顔で「あーなんかひっ付いちょるよ」と言われたときはハンドルをにぎったまま固まりました。すぐ車を道路脇に止めて捕って貰いますが「引っ張ってんゴムんごつ伸び縮みすっかい捕れんよ」と言われ、ダニのように歯が残っても困るので森林組合の堀内さんに携帯電話することにしましたが山中なので全然通じません。ようやく携帯電話が通じるころまで車を走らせましたが、この間20分くらいの間に血を吸われて山ビルが3倍くらいにデカくなってました。携帯電話で堀内さんより毒もないことを聞いたので思い切ってひっぱってもらい捕ることができ、リバテープで止血しましたが結構血が出ます。ダニは今までに数回食いつかれた経験がありましたが、山ビルは初めてでした。その日だけ暗くなってから帰宅し始めたので、急いで山林中腹の背丈くらいの雑木林を横切ったときに食いつかれたようです。地元の人から後で聞いた話では葉の裏側に潜んでいて通りかかった動物に食いつくそうです。ダニも同じで動物の体温や息に反応するので獣道だけは避けるように猟師から習っていたのを思い出しました。山ビルは、この地区でも以前は全く居なかったそうですが、鹿が多いところにいるので鹿が媒介しているのでは、とのことでした。立会時に隣接者の方から聞いた話では「夏場は地面に座られんよ、山ビルが食いつくかいね、それにマムシもいっぱいじゃ。」と恐ろしい現場であることを再認識しました。

ガサゴソと言う音に振り向くと何か居ます。隣接者が山を見回りに来たかと思っていたら、猪が歩いていました。帰宅時に真っ暗の中、車を走らせていたら道路に小牛くらいの動物らしき影が、ライトが眩しかったのか逃げもせず直前まで近づいてもじっとしています。よく見ると大きな角の付いた鹿が道をふさいでいて私達を見ていましたが、こちらが車と解ると「ピー」

っと鳴いてガードレールを飛び越えてダム方向へ逃げて行きました。1月になると道路が部分凍結していてブレーキが全く効かず怖い思いもしました。

業務終了後に経費を計算してみるとガソリン代54,000円、杭や鋏ペンキの他に防虫スプレー、トラロープ、手袋などと雑費で47,000円になってました。トラロープは現場終了するまでに100m巻きを11巻きほど買いましたのでホームセンターのトラロープは売り切れてしまいました。

中之又小学校の生徒がマラソンの練習で走りながら挨拶したり、登下校でも合うと大きな声で挨拶していたことが懐かしいです。



立会後のプラ

スチック杭設置は地元から手伝いに来て貰いましたが、人柄の良さに触れることができました。河野敏展君は猪肉の値段を聞いていたようですが...

作業開始当初に登る途中で休憩して汗を拭いているとリュックからロープが転げ落ちてしまい、拾いに行くのに、また大汗かいたことが何度もありました。弁当を車の中に置き忘れて頂上に登ったこともありました。電子野帳のPD Aが岩場から滑り落ちたとき液晶が割れてしまい泣きそうでした。

数限りない、いろんな思い出の多い現場だったことでしょう。全員怪我もなく無事に仕事が終了でき、この記事を書けることになったことが何よりの良い思い出となっています。

木城町のホームページを見ると「祇園滝」が紹介されています。落差78mの滝です。この現場から板谷方面へ4kmのところなので機会がありましたら、是非お立ち寄りください。完全防備で... (=^◇^=)

なんでも生活 無料相談会

日時 平成21年11月28日(土)

午前10時から午後4時

場所 (宮崎) 宮崎市民プラザ

(延岡) 延岡市社会教育センター

(都城) 都城市コミュニティセンター

宮崎県専門士業団体連絡協議会主催による、毎年恒例の生活無料相談会に土地家屋調査士会も参加しました。

当日、相談員としてご協力いただいた皆様ありがとうございました。



【別紙 2】

保存登記をする場合の登録免許税の控除について

租税特別措置法第 8 4 条の 5 の施行により、表題登記がオンライン申請で行われ、保存登記が引き続きオンライン申請でなされた場合、登録免許税は登録免許税額の 1 0 分の 1（最大 5, 0 0 0 円）の控除が受けられます。

当職が提供します表題登記がオンライン申請でされたことを証する登記完了証（P D F ファイル又は出力書面）を、保存登記を行う場合に使用願います。

なお、代理人（司法書士等）に委託する場合には、代理人（司法書士等）に当該登記完了証をお渡しください。

平成 年 月 日

〇〇〇〇土地家屋調査士事務所
土地家屋調査士 〇 〇 〇 〇

平成20年度 第5回 土地家屋調査士特別研修合格者

池 田 良 一
山 内 鶴 美
佐 藤 忠 男
佐 藤 仁 之
小 田 真 丈
常 盤 泰 司
伊 東 進
小 林 明 代
初 田 謙 信
植 木 和 美
森 透
齊 藤 義 幸
氏 益 裕 治
佐 藤 守 三
川 越 啓 史
殿 所 大 幸
畑 中 和 彦
嶋 田 賀 久
岸 良 健 一
鬼 束 洋

おめでとうございます。

年計報告書提出のお願い

新しい年が始まりご多忙のことと存じます。

今年も例年通り昨年 1 年間分の取扱事件年計表と証紙在庫数報告提出の時期となりました。提出期限は 1 月31日までとなっております。証紙については本年度売り上げが11月末日現在、予算額の36.8%となっており減少率が非常に大きいために残り 4 ヶ月で達成できるか、今後の特別会計の事業に支障がでてくることとなります。他支部は如何かと推察致しますが、このままでは特別会計が行き詰まることも想定されますので、規則（下記）に沿った証紙貼付と期限内提出にご協力をお願い致します。

（参考）宮崎県土地家屋調査士会証紙運用規則
（証紙使用提出義務）

第 2 条 会員及び社団法人宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員（以下「会員等」という。）が、表示に関する登記手続き及び調査測量手続きを行う場合、別に定める証紙台紙に、本会所定の証紙を貼り保管しなければならない。

尚、嘱託申請手続のみの場合は除く。

2 1 項の証紙台紙は、年計報告書と共に、提出しなければならない。

3 1 事件につき証紙 1 枚を使用するものとする。但し、「地積更正・分筆登記」「一部地目変更分筆」は 1 件とみなす。

会 務 報 告

21. 7. 2	木	南九州税理士会宮崎県連	蓑原会長総会出席
10	金	A D R 県北研修会	延岡会場
11	土	県会新人研修	県内新人会員
〃	〃	九 B 青年調査士宮崎大会	調査士会館、九州管内青年調査士
17	金	宮崎支部研修会	オンライン申請関係
23	木	第 1 回支部長会	制度改定推進部会の答申案について
24	金	相談センター関与員研修	
25	土	第 2 回九 B 会長会（～26日）	蓑原会長 鹿児島市
28	火	宮支小委測量実務研修	蓑原会長、弁護士会松岡会長
8. 4	火	第 1 回研修会 J A アズム	関根日調連副会長・高山岡山会会長
6	木	公嘱宮崎支所総会	
7	金	専門士業団体連絡協議会	21年度事業計画について
〃	〃	相談センター関与員勉強会	調査士会館
21	金	相談センター合同勉強会	調査士会館
28	金	公嘱協会総会	ウェルシティ宮崎
30	日	日調連ゴルフ大会	香川県多度津町
9. 4	金	第 3 回理事会	相談センター設立式典・祝賀会について
5	土	熊本紛争解決支援センター設立式典	蓑原会長
11	金	相談センター関与員研修	
18	金	相談センターみやざき設立式典	宮崎観光ホテル 植田法務局長 西本日調連名誉会長
25	金	相談センター相談受付開始	当日受付 1 件
30	水	児湯・宮崎・日南合同研修会	相談センターみやざきの事前面談手続きに関する注意事項
10. 3	土	大分会「幸浩司氏褒章祝賀会」	蓑原会長
6	火	相談センター第 1 回相談会	塩月・田村
9	金	県西地区研修会（都城）	
15	木	第 3 回常任理事会	選挙規則の改正について
17	土	九 B 第 3 回会長会（～18日）	鹿児島県指宿市
〃	〃	九 B 担当者会同	〃
19	月	九 B ゴルフ大会	指宿市指宿ゴルフクラブ
23	金	中間監査	藤井、武藤監事 蓑原会長外
29	木	日調連全国会長会議（～30日）	東京 蓑原会長
11. 6	金	A D R 運営委員会	
7	土	県会トラバース	小林元西武ゴルフコース
19	木	広報部会	会報みやざき99号原稿について
20	金	公嘱事務促進会議	蓑原会長、谷口副会長、徳田業務次長
28	土	六士会無料相談会	宮崎・都城・延岡会場にて
12. 11	金	第 4 回理事会	調査士制度60周年記念 T V ドラマ製作
16	水	調査士試験合格証交付式	蓑原会長 合格者 3 名

..... ≪ 会 員 の 動 き ≫

◎ 登録事項変更（一般）

氏 名	変更事項	変 更 後
津 野 敏 明	事務所	延岡市南町 2 丁目 1 番地 9
白 土 和 明	住 所	宮崎市浮城町 6 5 番地 9
坂 口 榮	住 所	日向市大字日知屋 1 6 1 9 6 番地 5
初 田 謙 信	事務所	東臼杵郡門川町大字加草 1 6 6 6 番地 1
谷 本 伴 彰	事務所	都城市菖蒲原町 3 5 - 1 1

◎ 退 会 者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
21年 7 月23日	定 益 通 正	都 城 支 部	廃 業

編集後記

今朝の新聞で(株)穴吹工務店が破綻の文字に驚かされた、ここまできたかとの思いである。この不況の状況下での日本の一部業態の現状を調べてみた。(株)電通資料によると、2008年の総広告費は、日本経済の景気後退を背景に前年実績を下回ったそうで、年の前半は、比較的堅調に推移したようだが半年後は北京オリンピックなどプラス材料があったものの、世界的金融危機、円高等による景気減退が大きく影響した結果2008年の総広告費は 6 兆6926億円、前年比95.3%と 5 年ぶり減少した。今年はまだデータがでていないがこれより厳しいものになるのは確実である。その一方でコンビニ 1 店の食品廃棄、1 日 8 ～12キロにもなるそうです。7 月29日の読売新聞によると、公正取引委員会がコンビニエンスストア最大手のセブンイレブン・ジャパンに対して販売期限が近づいた食品を値下げする「見切り販売」の制限に排除措置命令を出したことを受けて、主要コンビニ11社に緊急アンケートを実施したその結果、見切り販売につい

ては、明確に容認する社は、ゼロで値下げ販売に対するコンビニの強いアレルギーが改めて浮き彫りになった一方、売れ残った食品を廃棄する量は、1 店舗あたり 1 日 8 ～12キロに上ることも明らかとなった。アンケートは 7 月中旬まで行い、11社のうち10社が回答。10社で国内に約 4 万2500店を展開し、コンビニ全体の約95%をしめる。1 店舗あたり 8 ～12キロとなり、標準的な弁当で20個～30個、おにぎり70個～100個程度が毎日各店舗で捨てられている計算になる。全体では 1 日約360トン、1 年で約13万 1 千トン超にもなる。他方、総務省が発表した完全失業者数は363万人、政府の「貧困・困窮者支援チーム」の推計によると、解雇や雇い止めで職を失い、2009年末で雇用保険の支給も切れる人は約39万人に上り、厚生労働省が発表した「相対的貧困率」は、平成19年は15.7%で、7 人に 1 人が貧困状態ということになり18歳未満の子供では、14.2%という結果が出ている。現在の我が国の経済、食料自給率に対してのコンビニの状況の矛盾は、何なのであろうか。

TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
- ・街区基準点測量
- ・登記基準点測量
- ・変位計測

各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173
延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

Tel 0985-27-1101

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

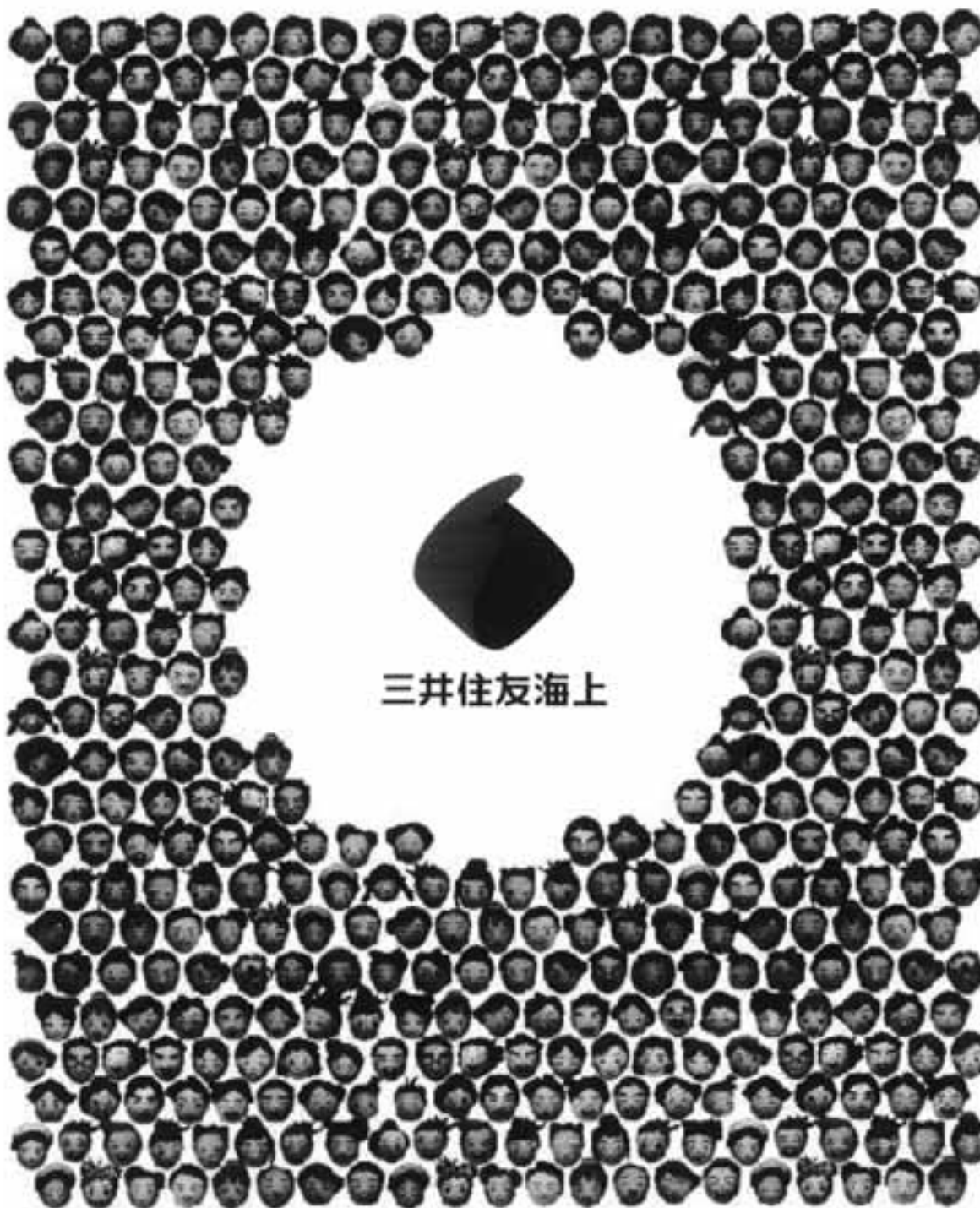
タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

T E L 28 — 4353

F A X 31 — 1430

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1 か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長 1 年)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 - 2 - 10 土地家屋調査士会館 6 階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願いいたします。

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。



OA機器・CADシステム・測量機器
有限会社 クロキシシステム販売
TEL (0985) 51-5172 FAX (0985) 51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH
ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機
imagio
MP C3300



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉 野 正 広

本社／
宮 崎 市 柳 丸 町 158 番 地
TEL(0985)25-8870代
FAX(0985)25-3298

国富支店
東 諸 島 郡 国 富 町 大 字 宮 王 丸
TEL(0985)75-2928代
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>

土地境界に関わる全ての実務家必携! 境界の第一人者による実務解説書



境界の 理論と実務

ほう きん

寶金 敏明 著

商品番号: 40310
略号: 境理●A5判 ●608頁 (予定)
●定価5,985円 (本体5,700円) ●平成21年4月刊

●境界問題について、体系的・網羅的に扱う唯一の書籍。

これまであまり試みられたことのない各種の境界実務の横断的な把握と検討を実施。
土地境界の現地調査についてのみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や
図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について言及。

●境界の第一人者・寶金敏明が執筆。

札幌法務局・東京法務局訟務部長、法務総合研修所研修第三部長、東京法務局長として境界実務・裁判
実務に長年携わってきた、境界の第一人者による明晰・詳細な実務書。
多数の判例および経験に即して、それぞれの実務を丁寧に解説。

●「民事研修」にて好評連載。

「民事研修」誌にて600号 (平成19年4月号) から617号 (平成20年9月号) まで連載したものを加筆・修正。

目次

第1編 境界の基礎知識

- 第1章 境界概念の多様性
- 第2章 境界の移動
- 第3章 境界標識

第2編 境界判定の手法

- 第1章 境界判定の手法の概要
- 第2章 筆界判定の証拠資料等

第3編 境界立会

- 第1章 立会・承認についての基礎知識
- 第2章 所有権界についての立会・承認の適格を有する者
- 第3章 筆界についての立会・承認の適格
- 第4章 隣接地の所有者の判定

第4編 境界に関する協議

- 第1章 民間相互の境界協議
- 第2章 公有財産についての公民境界確定協議
- 第3章 国有財産についての官民境界確定協議等

第5編 筆界特定・筆界認定等

- 第1章 筆界特定
- 第2章 分筆・地積更正・地図訂正等における筆界認定

第6編 地籍調査

- 第1章 地籍調査の目的
- 第2章 地籍調査の一般的手順
- 第3章 地籍調査の効果
- 第4章 地籍調査の問題点
- 第5章 都市部の地籍調査における特則(平成地籍整備事業)

第7編 境界に関する裁判

- 第1章 境界に関する私人間の裁判
- 第2章 所有権確認訴訟(所有権の範囲の確認訴訟)
- 第3章 筆界確定訴訟
- 第4章 筆界認定に対する取消訴訟等
- 第5章 表示登記に係る民事訴訟

※目次・頁数は変更になる場合があります。

お問い合わせ・
ご注文はこちら

「家族」から発想する、いつしむ世紀へ



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061

<http://www.kajo.co.jp/>